03 家事援助とは

自宅で過ごしているけど、「特性のため料理の段取りが難しく何時間もかかる」「部屋の片づけが苦手なので、時々手伝ってほしい」などの理由で利用できます。「家事援助」は「居宅介護（ホームヘルプ）」というサービスの中に含まれるものです。利用者本人または家族の障害・病気などで本人が家事を行うのが難しい時に利用できます。

障害のある方が育児を行う場合の「育児支援（おむつ替え、子が通園等する場合の付き添い、学校等からの連絡帳の代読・連絡援助など）」に使うこともできます。

「週何回来てもらえるか」などは、区分認定（申請後、どのくらいのサービス量が必要かを審査する基準）によって異なります。「サービス等利用計画案」を書いてもらう「指定特定相談支援事業所」にご相談して、申請してください。障害の程度によっては、希望する回数を受けられないこともあります。利用額は所得によって異なります。

申請窓口は各区福祉事務所障害者支援課（P.34）です。

体験談
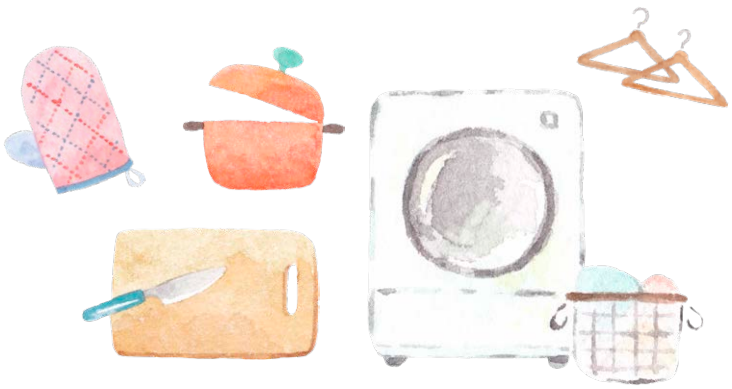
発達障害とうつ病があり、家事が進まないことがあります。週2回、自宅に来てもらって食事作りと後片づけを手伝ってもらいました。作り置きできるメニューも一緒に考えてくれて、本当に助かりました。（本人の話を改変）